

## 令和6年度水耕栽培施設合理化整備工事 企画提案仕様書

### 1 工事の名称

令和6年度水耕栽培施設合理化整備工事

### 2 工期

契約締結の日から令和7年2月28日まで

### 3 工事目的

本村では生活物資の大半を船舶に頼らざるを得ず、運搬に長時間を要することから、特に葉野菜等は鮮度管理が難しく、市場規模が小さいこともあって、本島に比べて品揃えが少ない。

また、台風等気象状況の影響を大きく受け、生鮮野菜等の長期欠品、価格急騰など、日常生活に影響を与える場合も少なくない。

このようなことから、過去に建てられた農業ハウスを再整備し、島民へ新鮮な葉野菜の安定供給、選択肢を広げることで、基礎的生活条件の向上を図る。

### 4 予算額

60,000千円以内（消費税込み）とする。

この範囲内で、効率的かつ効果的な計画をすること。

### 5 工事及び補助金の内容

本事業は水耕栽培施設合理化整備工事については、村が補助金を用いて行い、島民の生活環境の現状調査や満足度調査、離島に応じた運営手法など、本村住民の需要に対応するとともに鮮度・品質に優れた葉野菜の栽培・販売システム構築に取り組むことで、不利な生活環境の改善とともに雇用の場を確保する。

（以下において、水耕栽培施設については、施設と表記する。）

#### <企画提案書必須項目>

- (1) 水耕栽培施設合理化整備工事等の事業実績概要
- (2) 設備等の設計書・構造計算書及び図面
- (3) 責任者及び担当者（工事者含む）が、正副4名以上であることがわかる体制図  
(責任者及び担当者の資格または業務従事年数を併記のこと)
- (4) 栽培できる野菜の種類、栽培日数、収穫量、種子単価、卸価格、栽培環境（棚の必要間隔、専用の冷却装置や液肥の必要性など）の一覧表
- (5) ランニングコストの試算表
- (6) 令和6年度内に機械の稼働スケジュール
- (7) 研修内容、方法、期間について
- (8) アフターフォローの体制図（事業期間終了後の費用も提示すること）

## <審査の視点>

### (1) 工事の実施体制について

本工事を適切かつ迅速に執行できる組織体制として、

ア 本工事の工事施工および設計基準等の資格を有する体制がとられていること。

イ 本工事に従事する担当者の割り当てや統制など、十分な遂行体制がとられていること。

ウ 担当者が本工事の内容を的確に実施できる能力を有していること。

### (2) 設備の設置計画において

ア 設備は夏場の暑さなどに耐えうる仕様となっていること。

イ 令和6年度中に施設の設置及び研修実施にあたり、資材の輸送・設置工事や実地研修等のスケジュールが適切であること。

### (3) 設備の管理・運営において

ア 設備作業員に対し、作業マニュアル、施設・機材メンテナンス、衛生管理等の課程による研修を実施することで、施設における管理・運営ノウハウの習得が図られる提案となっていること。

イ 県と村及び島の農業生産法人等が連携し、島の需要に応じた施設の管理・運営、栽培技術の構築などに取り組むとともに、本業務が将来に渡って継続することができる提案となっていること。

ウ 施設の再構築費を考慮した、継続的な運営が図られる収支計画の提案となっていること。  
(実績に基づく提案か、概算によるものか明記すること)

## 6 実施方法

本工事の実施に当たっては、次に掲げる事項を踏まえて行うこととする。

(1) 本工事の目的を十分に理解し、北大東村経済課と調整の上、工事を遂行すること。

(2) 工事内容の追加等については、事前に北大東村経済課と調整を行うこと。

(3) 事業の実施に当たっては、北大東村との十分な調整を行い、円滑且つ適切な運営を行うこと。

(4) その他、本事業の事業効果が十分発現するよう必要な措置を講ずること。

## 7 成果物の作成

(1) 工事の実施成果、設備の仕様書などをまとめるものとする。

(2) 成果物の提出

ア ファイル及び電子データ（CD-ROM）

イ 提出場所

北大東村経済課 大城 義久

〒901-3902 沖縄県島尻郡北大東村字中野 218 番地

TEL : 09802-3-4033 FAX : 09802-3-4406

E-mail : yoshihisa.o@vill.kitadaito.okinawa.jp

## 8 工事の再発注の制限

(1) 一括再発注の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、

以下の工事（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える工事

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な工事

(2) 再発注の相手方の制限

本契約の企画競争公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再発注の承認

契約の一部を第三者に発注し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による村の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

9 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、北大東村経済課との協議のうえ、その指示に従うこと。

(2) 本仕様書記載の工事内容については変更することがある。\_\_